

令和8年度第3回新潟地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	出席状況
令和8年8月5日 16時00分～17時10分	公益5/5 労働者代表5/5 使用者代表5/5
○主な審議事項 1 新潟県最低賃金専門部会報告 (1) 専門部会報告(概略) ● 新潟県最低賃金を58円引き上げ、時間額1,108円とする結論に至った。 ● 中小・小規模事業者への支援に関する政府等への要望を付帯決議として添付。 ● 現行最低賃金は生活保護水準を下回っていないことも確認。 (2) 公益委員見解(概略) ● 4回の会議を経て審議を尽くしたが労使合意に至らず、公益委員が見解を示した。 ● 最低賃金法第9条の3要素(賃金・生計費・賃金支払い能力)に加え、地域間格差の是正も考慮し、労使最終提案の63円と44円を総合的に勘案した結果、引き上げ額を58円とした。 (3) 労働者代表委員の意見(要旨) ● 公益見解に賛成。 (4) 使用者代表委員の意見(要旨) ● 賃金の継続的引き上げは重要と認識しつつも、県内企業の景況悪化・低い価格転嫁率・高い労働分配率・倒産件数の増加・パート求人数の減少などを根拠に、適切な引き上げ幅は32～44円と主張。 ● 58円(5.52%)は大企業の賃上げ率をも上回る水準であり、この金額に決定する責任を共有することが出来ないとして反対を表明。また、中小・小規模事業者への政府支援強化を求めた。 2 採決 本日の定足数14名(会長を除く) ① 答申案全体:賛成9名(公4・労5) 反対5名(使5)⇒過半数以上の賛成により可決 ② 政府への要望・付帯決議:全会一致(14名) ③ 付帯決議(政府等への要望) 中小・小規模事業者の持続的賃上げ環境整備に向け、以下を要望 ● 生産性向上支援の強化、助成金の要件緩和・手続簡素化 ● 中小受託取引適正化法(取適法)の着実な執行と周知	

- 下請取引における価格転嫁・取引適正化の推進
- 年収の壁への対応策拡充
- 最低賃金審議の統計・データ基盤強化

3 答申等の有無

(1) 答申の有無

有

(2) 答申の内容

時間額：1,108円

発効日：令和8年10月1日

4 特定最低賃金の改正決定の必要性について

新潟県特定最低賃金（3業種）、それぞれから改正決定の申出があり、新潟労働局長より本審議会に対して、改正決定の必要性の有無に係る諮問が行われた。

審議の結果、新潟県特定最低賃金（3業種）の改正決定の必要性の有無については継続審議とし、次回、第4回審議会（本審）において、その必要性の有無の答申を行うこととされた。

労働者代表、使用者代表の意見は以下の通り。

(3) 労働者代表の意見

● 電子部品

7月9日に申出書を提出。適用労働者数が概ね3分の1超、最低労働協約賃金1,213円と基準を満たしており、審議を求める。

● 自動車

7月24日に申出書を提出。適用労働者数は概ね3分の1程度、最低労働協約賃金1,070円。地域別最低賃金の決定を受け、改正を求める。

● 各種商品小売業

地域別最低賃金が1,108円に引き上げられたことで、最低労働協約賃金1,095円を超えた。申出時点では適用比率63%だったが、今後低下する可能性があるとの説明。

(4) 使用者代表の意見

3業種いずれについても、申出書を受けた直後であり、内容を精査した上で、次回審議会で意見を表明する。

5 今後の日程

- ・本日（公示） 異議申し出 開始
- ・8月20日（木） 異議申し出 終了（締切）
- ・8月21日（金） 10:00～

第4回本審：異議の取り扱い審議・特定最低賃金改正の必要性審議

※公開状況：傍聴人6名 報道関係者2社2名

